

令和6年9月30日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

(その 1)

政 策 局

目 次

	ページ
1 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進について……………	1
2 神奈川県土地利用基本計画の改定素案について……………	4
3 宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理者の選定について……………	7
4 相模湖交流センターの指定管理者の募集について……………	17
5 規則の公布に当たっての知事署名の見直しについて……………	21
6 「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略2020-23年度評価報告書(案)」 について……………	22
7 「三浦半島魅力最大化プロジェクト」の改定について……………	25
8 県内米軍基地を巡る状況について……………	28
参考資料1 神奈川県土地利用基本計画(計画書)〈改定素案〉	
参考資料2 第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略2020-23年度評価報告書(案)	

1 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進について

超高齢社会を乗り越え、様々な社会的課題の解決に取り組んでいくために、ヘルスケアの分野で「最先端医療・最新技術の追求」と「未病の改善」という2つのアプローチを融合させ、持続可能な新しい社会システムを創造していく。

(1) 未病（ME-BYO）

ア シンポジウム「ME-BYOサミット神奈川2024」の開催

＜詳細は、「参考」参照＞

- ・ 開催日 令和6年11月7日（木）～8日（金）
- ・ 場所 箱根町 ※特設サイト設置によるオンライン配信
（関係者及び招待者は会場参加可）
- ・ 概要

現場の最前線で課題と向き合う市町村や企業、アカデミア等の当事者が一堂に会し、国内外から著名な研究者等を招きながら、認知症未病改善や腸内細菌等に関する取組及びエンタメ等の可能性をはじめとした、「未病の見える化」や「未病の改善」につながる今後の具体的な方向性及び未来社会のありかた等について、幅広い議論を行う。

(2) 最先端医療・最新技術

ア ヘルスケア・ニューフロンティア・ファンド

医療や福祉・介護における社会的課題の解決につながるベンチャー企業を支援するヘルスケア・ニューフロンティア・ファンドについて、当該ファンドの運営者が、介護事業者向けリハビリ支援ソフトを提供する企業等、投資先企業の活動内容等の詳細をレポート（2023年版）として取りまとめた。これを受けて、より県民に分かりやすく投資先企業の進捗状況等を県ホームページで情報提供している。

参 考

シンポジウム「ME－BYOサミット神奈川2024」の概要

第1日目 11月7日（木）

（※講演者等は変更する場合があります。）

基調対談 いのち輝く生き方 ～「ピンピンキラリ」健康長寿の秘訣～

人が持つ「元気の力／治す力／笑顔の力」に着目して、未病の見える化と改善の大切さについて、対談する。

- ・対談 川嶋 みどり氏（日本赤十字看護大学名誉教授）、黒岩知事

セッション① 認知症未病改善：神奈川の新たな社会モデル

様々な要因が関係する認知症について、身体と心と脳の機能を読み解き、未病改善の重要性と未病産業への期待について議論する。

- ・モデレーター 乗竹 亮治氏（日本医療政策機構 代表理事・事務局長）他

ランチョンセッション SHI（ヘルスイノベーションスクール）から生まれた、イノベーター達の挑戦

- ・登壇 神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科

セッション② 未病を改善し、ウェルビーイングな働き方を実現する

自身の精神不調や、家事・育児・介護等、仕事との両立が求められる様々な状況にあっても、自分らしくいきいきと働くための、行政・企業・社会の役割を議論する。

- ・モデレーター 鈴木 寛氏（東京大学公共政策大学院教授）他

セッション③ 未病改善を支える、科学技術と専門家のちから

未病・医療・介護の連携で、生活習慣から糖尿病、そしてフレイルから認知症をターゲットとする重要性と、科学技術の活用について議論する。

- ・モデレーター 成松 宏人氏（神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科教授）
- ・パネリスト ロナルド・パール氏（スタンフォード大学医学部教授）他

セッション④ 地域とともに歩む未病のイノベーション

未病のイノベーション（科学、技術、社会）による未来社会づくりと、その地域展開と広域展望について議論する。

- ・モデレーター 梅原 出氏（横浜国立大学 学長）
- ・パネリスト 鈴木 恒夫氏（藤沢市長） 他

特別講演 講演者 ビクター・ザウ氏（全米医学アカデミー会長）

セッション⑤ 未病改善を实践する地域づくり ～グローバルの視点で語る、ME-BY0の自分ごと化から、プラネタリーヘルスまで～

健康な高齢化の実現やエイジフレンドリーシティ（高齢者に優しい地域づくり）の取組等について、ME-BY0 コンセプト、SDGs、さらに人と地球の健康という観点から、持続可能な未来社会に向けて議論する。

- ・モデレーター 松本 洋一郎氏（ME-BY0サミット神奈川実行委員会委員長）
- ・パネリスト 神田 美希子氏（WHO西太平洋地域事務局 健康環境・人口部 高齢化プログラムテクニカルリード）他

第2日目 11月8日（金）

セッション⑥ 自己管理をサポートする新たなME-BY0テクノロジー

未病に最先端科学技術を。ゲノム等の遺伝的要因と腸内細菌等の環境的要因、食の重要性や脳腸相関について議論する。

- ・モデレーター 鄭 雄一氏（神奈川県立保健福祉大学副学長）他

セッション⑦ データ利活用で導く未病改善の効果的なアプローチ

未病改善の取組を、より幅広く推進するためには。デジタルツール・データ利活用の可能性や効果的手法について議論する。

- ・モデレーター 堤 明純氏（北里大学医学部公衆衛生学 教授）他

ランチョンセッション 公がコーディネートする産学公連携の試み ～その意義と方向性と課題～

- ・登壇 未病産業研究会

セッション⑧ 未病産業におけるレギュラトリーサイエンスを考える ～提供側と使う側の双方の視点から～

未病産業の創出・拡大において求められる安全性・有用性の評価と、それを受け止める社会のリテラシーについて、議論する。

- ・モデレーター 大谷 泰夫氏（神奈川県立保健福祉大学理事長）他

セッション⑨ いのち輝く。楽しく未病改善！～未病とエンタメの可能性～

楽しみながら続けられる未病改善の取組みとは。実際の取組紹介や実演を交えながら、エンタメ・スポーツ等が持つ可能性について、議論する。

- ・モデレーター 黒岩知事
- ・パネリスト 古谷田 力氏（大和市長）、宮田 裕章氏（神奈川県顧問）

総括セッション 新たな地平に向けて

ME-BY0サミット全体を総括し、メッセージを発信する。

2 神奈川県土地利用基本計画の改定素案について

(1) 趣旨

- 「神奈川県土地利用基本計画」(以下「土地利用基本計画」という。)は、国土利用計画法第9条に基づき、国が定める「国土利用計画(全国計画)」を基本として、土地利用の基本方向や土地利用の原則、都市地域、農業地域等の5地域の指定、5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針を定める計画である。
- 令和5年7月に、国が「第六次国土利用計画(全国計画)」(以下「全国計画」という。)を策定したことから、全国計画で示されている国土利用の新たな基本方針等を踏まえ、土地利用基本計画を見直すこととし、改定素案を作成した。

(2) これまでの経緯

- 令和5年7月 全国計画閣議決定
- 令和6年5月 市町村説明会・意見照会
- 7月 有識者意見聴取
- 8月 神奈川県土地利用調整会議で審議
- 9月 神奈川県国土利用計画審議会に「土地利用基本計画(改定素案)」を報告

(3) 全国計画の概要

人口減少などを背景とした国土の管理水準の悪化が懸念されるほか、大規模自然災害に対する脆弱性や、自然環境や景観等の悪化などの国土利用をめぐる課題を受け、国土の利用に関する基本的な方向を示す全国計画が閣議決定された。

ア 国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

- (ア) 人口減少、高齢化等を背景とした国土の管理水準の悪化と地域社会の衰退
- (イ) 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応
- (ウ) 自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応

イ 国土利用の基本方針

「持続可能で自然と共生した国土利用・管理」の実現に向けて、次の基本方針を掲げ、これらに共通して、国土利用・管理DXにより効率化・高度化を図るとともに、多様な主体

の参加と官民連携による取組を促進していく。

- (ア) 地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理
- (イ) 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理
- (ウ) 健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理

(4) 土地利用基本計画改定の考え方（改定のポイント）

- 人口減少社会の到来や少子高齢化の急速な進展、気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化など、県土利用をめぐる基本的条件の変化と、顕在化する課題に対応するための視点を加える。
- ただし、現行の土地利用基本計画の基本理念や基本的な方針は、上記の課題等に対応した内容となっているため、次期計画においても維持することとする。

(5) 改定素案の概要

ア 県土利用の基本方向

(ア) 基本理念

- a 豊かで魅力ある県土の維持
- b 持続可能で自然と共生した県土利用・管理
- c 公共の福祉優先
- d 県土の総合的かつ計画的な利用と管理

(イ) 県土利用の現状と課題

- a 人口減少や少子高齢化による県土の管理水準や地域社会への影響
- b 自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応
- c 気候変動や社会経済活動の拡大による自然環境や景観等への影響

(ウ) 県土利用の基本方針

- a 人口減少社会・超高齢社会における効率的かつ最適な県土利用・管理
- b 健全な生態系等の確保につながる県土利用・管理
- c 災害リスクを踏まえた安全・安心を実現する県土利用・管理
- d 市町村が主体的に取り組む県土利用・管理

これらの基本方針に共通して、デジタル技術の活用による県土利用・管理の効率化や高度化を図るとともに、多様な主体が連携して地域の課題解決や活性化につながる取組を推進する。

(エ) 個別の土地利用方針

人口減少社会においても、無秩序な開発の拡大防止や自然環境の保全のため、これまで定めている土地利用方針に沿って、計画的な土地利用や自然環境の保全等を図る。

a 市街化調整区域の開発抑制

b 特定地域（非線引き白地地域・都市計画区域外の地域）の開発抑制

c 近郊緑地保全区域等の保全

d 水源地域の保全

e ゴルフ場新增設の抑制

f 相模湾等の埋立の抑制

g その他 米軍基地早期返還の働きかけと返還跡地の利用

(オ) 土地利用の調整

神奈川県土地利用調整条例等に基づき、公正で透明な手続を行うことにより、総合的かつ計画的な土地利用、良好な自然環境の保全を図る。

(カ) 5地域区分における土地利用の原則

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の各地域について、原則に従い適正な土地利用を図る。

イ 地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針

5地域区分の重複する地域における土地利用の優先順位及び土地利用の誘導方向を定め、適正かつ合理的な土地利用を図る。

(6) 今後の予定

令和6年9月 国との事前調整

10月 県民意見募集、市町村への意見聴取

令和7年1月 神奈川県土地利用調整会議で審議
神奈川県国土利用計画審議会に諮問

2月 国への意見聴取

第1回県議会定例会に改定案を報告

3月 土地利用基本計画改定

<別添参考資料>

- ・参考資料1 神奈川県土地利用基本計画（計画書）<改定素案>

3 宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理者の選定について

(1) 指定管理者の選定について

県では、県民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度を導入しているが、宮ヶ瀬湖周辺施設（宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖カヌー場）については、令和7年度末に指定期間が満了となるため、次期の指定管理者候補の選定を行う。

(2) 施設の目的・概要

別紙1のとおり

(3) 指定管理者制度による施設の管理運営状況の総括

指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、施設の管理運営が適切に行われていることを確認した。

宮ヶ瀬湖周辺地域の観光、交通、イベントなどの発信や施設の利用承認・イベント参加の申込み等を宮ヶ瀬やまなみセンター別館に集約し、ワンストップサービスを提供することで利用者サービスの向上に努めたほか、清掃・点検等の一部管理業務の合併発注により効率的な運営を行うなど、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

このため、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。

(※収支状況及び委託実績は別紙2のとおり)

(4) 選定の方法

公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団を一者指定・非公募により選定する。

(理由)

ア 宮ヶ瀬湖周辺施設設置の経緯

宮ヶ瀬湖周辺施設は、ダムの建設と周辺地域の振興・活性化などを図ることを目的として策定された「宮ヶ瀬ダム貯水池周辺地域整備基本計画」を推進するため、国や県、地元市町村の役割分担を踏まえた合意に基づき設置された。また、周辺地域の振興と発展に寄与し、同計画を推進する母体として「宮ヶ瀬ダム周辺振興財団」が設立され、宮ヶ瀬湖周辺施設の管理と地域の活性化推進事業を実施してきた。

イ 宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理者に求められる要件

宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理者には、宮ヶ瀬湖周辺地域の特別な事情から、次の要件を満たすことが不可欠である。

- (ア) 宮ヶ瀬ダムの建設が、水没地域の住民並びに地元市町村の多大な協力により実現したことに対し深い理解があること。
- (イ) 単なるサービスの向上や効率的な運営に留まらず、宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と活性化の中心的役割を担えること。
- (ウ) 周辺地域活性化事業の実施にあたり、国、県、地元市町村とスムーズに連携を図ることができること。
- (エ) 指定管理者となることについて地元市町村から合意が得られること。

ウ 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団の実績

宮ヶ瀬ダム周辺振興財団は指定管理者として、国・県・地元市町村はもとより、地域住民とも合意形成を図りながら、当該施設を管理運営しており、以下の効果がみられた。

- (ア) 施設の一部を活用した各種イベントの開催など、新たな事業等が展開されている。
- (イ) 宮ヶ瀬湖周辺施設を一体的に管理することにより、中長期的な地域振興や施設間の連携効果が発揮され、施設運営の効率化及び経費削減が図られている。
- (ウ) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団は「観光地域づくり法人(DMO)」として登録されており、宮ヶ瀬湖周辺地域の振興の司令塔として地域活性化に向けた様々な取組を推進している。

(5) 指定期間

5年間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）とする。

(6) 指定単位

宮ヶ瀬やまなみセンター、宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖カヌー場の3施設は周辺地域の振興のため一体的に計画・整備された経緯があり、中長期的な地域振興や施設間の連携効果発揮という観点から、複数の施設を一体的に管理することがより効果的・効率的と判断されるため、3施設をもって1つの選定単位とする。

(7) 選定基準の考え方

ア 指定管理者に求める能力・内容

- (ア) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等
- (イ) 施設の維持管理
- (ウ) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金
- (エ) 事故防止等安全管理
- (オ) 地域と連携した魅力ある施設づくり
- (カ) 人的な能力、執行体制
- (キ) 財政的な能力
- (ク) コンプライアンス、社会貢献
- (ケ) 事故・不祥事への対応、個人情報保護
- (コ) これまでの実績

イ 選定基準の作成にあたって重視する視点

- (ア) 総合的な運営方針
 - a 宮ヶ瀬湖周辺地域の特別な事情を踏まえた運営管理
 - b 宮ヶ瀬湖の水質の保全、周辺地域の自然環境の保全と充実等を図りながら、併せて周辺地域の振興・活性化を図ること
- (イ) 維持管理業務
 - a 個々の施設の特性を踏まえた維持管理
 - b 一体運営による効果的・効率的な維持管理
- (ウ) 施設運營業務
 - a 個々の施設の特性を活かした利用促進のための企画・取組
 - b 一体運営により可能となる利用促進のための企画・取組
 - c 接客、苦情処理、利用者ニーズの把握
 - d 事故防止等安全管理
- (エ) 地域や地元市町村、関係機関等との連携及び協力

ウ 選定基準の配点割合

サービスの向上：55点、管理経費の節減等：20点、
団体の業務遂行能力：25点

(8) 外部評価委員会委員（案）

氏名	性別	職業	分野	本県の指定管理者選 定委員の経験の有無 (委員会名)	選定理由
入江 彰昭	男	東京農業大 学地域環境 科学部教授	学識経験 者	無	大学教授と して、水源地の 地域振興、地域 づくりに対する 知識・造詣が 深い。
藏本 隆	男	公認会計 士、税理士	経理に関 する識見 を有する 者	有 (宮ヶ瀬湖周辺施設 指定管理者外部評価 委員会、神奈川県立神 奈川近代文学館指定 管理者外部評価委員 会、神奈川県立かな がわアートホール外部 評価員指定管理者外 部評価委員会)	公認会計士 として経理に関 する深い識見 を有している。
城田 孝子	女	弁護士	法務に関 する識見 を有する 者	有 (宮ヶ瀬湖周辺施設 指定管理者外部評価 委員会、神奈川県立 のビジターセンター 指定管理者外部評価 委員会)	弁護士とし て法務に関す る深い識見を 有している。
高島 眞美	女	社会保険労 務士	労務管理 に関する 識見を有 する者	有 (宮ヶ瀬湖周辺施設 指定管理者外部評価 委員会、神奈川県立ス ポーツ施設指定管理 者外部評価委員会、神 奈川県立のビジター センター指定管理者 外部評価委員会)	社会保険労 務士として労 務管理に関す る深い識見を 有している。
石原 朗	男	公益社団法 人相模原市 観光協会専 務理事	施設利用 者代表	無	地元観光協 会の役員であ り、宮ヶ瀬湖周 辺の地域活性 化について適 切な助言が期 待できる。

川島 裕子	女	特定非営利活動法人神奈川県レクリエーション協会理事	施設利用者代表	有 (神奈川県立都市公園及びスポーツ施設指定管理者評価委員会等)	当園地に類似する都市公園に関する深い見識を有している。
山田 一夫	男	特定非営利活動法人きよかわアウトドアスポーツクラブ理事長 (総合型地域スポーツクラブ)	施設利用者代表	有 (宮ヶ瀬湖周辺施設指定管理者外部評価委員会)	カヌーを中心としたアウトドアスポーツクラブの代表者であり、施設利用者の視点からのサービス面の評価が期待できる。

(9) 今後の予定

令和6年	10-11月	外部評価委員会において、選定基準（案）について意見聴取を行い、決定
	12月	第3回県議会定例会に、指定管理者の選定基準を報告
令和7年	1月～	指定管理者候補から申請書類を受付
	4月～	外部評価委員会等による候補者選定
	6月	第2回県議会定例会に、指定管理者の指定議案を提出
令和8年	4月	指定管理者による管理運営開始

宮ヶ瀬湖周辺施設について

施設（所在地）	所管局	施設の目的・概要
宮ヶ瀬やまなみセンター （別館含む）（清川村）	政策局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源地域の活性化のための広域的な交流拠点施設 【本館】 ・ 平成10年9月設置 ・ 鉄筋コンクリート造3階建て（地上2階、地下1階） ・ 研修会議室、事務室、展望ホール、情報コーナー、展望広場等 【別館】 ・ 昭和61年11月に宮ヶ瀬ビジターセンターとして設置 ・ 鉄筋コンクリート造2階建て ※ ビジターセンターとしては平成27年度中に廃止し、平成28年4月から政策局に移管
宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 宮ヶ瀬湖集団施設地区 （及沢園地地区 小中沢園地地区 （清川村）） </div> 鳥居原園地（相模原市）	環境農政局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然とのふれあいの機会を提供し、県民の保健、休養、自然環境への理解に資するための施設 ・ ダム建設にあたり建設省が整備 ・ 平成11年1月、県環境部に施設（広場、園路等）が引き渡され、その後、自然公園施設として管理運営 ・ 園路、植栽、広場等
宮ヶ瀬湖カヌー場 （清川村）	文化スポーツ観光局	<ul style="list-style-type: none"> ・ カヌーに関する知識の習得、技能の向上の場を提供し、県民のスポーツの振興に寄与するための施設 ・ 平成10年開催「かながわ・ゆめ国体」カヌー競技会場として整備 ・ 国体終了後、平成11年4月から教育局、平成28年4月からスポーツ局、令和6年4月から文化スポーツ観光局が管理運営 【管理棟】 ・ 鉄骨造2階建て ・ 会議室、研修室等 【艇庫】 ・ 鉄骨造平屋建て

宮ヶ瀬湖周辺施設過去3年間収支状況（3施設合計）

（単位：千円）

年度	収入状況				支出	収支 差額
	指定 管理料	利用 料金	その他収入 （指定管理 者の自主財 源）	収入 合計		
令和3年度	164,621	16,799	13	181,433	176,755	4,678
令和4年度	161,054	26,228	45	187,327	188,451	△1,124
令和5年度	161,054	24,076	1,173	186,303	182,703	3,600
合計	486,729	67,103	1,231	555,063	547,909	7,154

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 有・無

原油価格高騰等による光熱費の増

令和4年度 電気代：1,556千円 ガス代：34千円 燃料代：889千円 合計：2,479千円

令和5年度 ガス代：19千円 燃料代：941千円 合計：960千円

(以下、各施設別内訳)

宮ヶ瀬やまなみセンター (別館含む)

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出 状況 支出 b	収支	
	指定 管理料	利用 料金	その他収入(指定管 理者の自主財源)	収入 合計 a		収支 差額 c=a-b	収支 差額率 c/a×100
令和3年度	95,371	5	0	95,376	92,884	2,492	2.61%
令和4年度	95,371	7	0	95,378	96,178	△800	△0.84%
令和5年度	95,371	3	1,076	96,450	94,225	2,225	2.31%
合計	286,113	15	1,076	287,204	283,287	3,917	1.36%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有)・無

原油価格高騰等による光熱費の増

令和4年度 電気代：1,516千円 燃料代：889千円 合計：2,405千円

令和5年度 燃料代：941千円 合計：941千円

発注先	提案した具体的な 優先発注業務	件数 (実績)	金額 (実績：千円)	提案があったのに 実績がない理由及 び今後の対応
県内中小企業者	空調設備点検業務	3	5,379	
	オイルタンク気密検査業務	3	216	
	消防設備点検業務	3	530	
	害虫駆除業務	3	898	
	庁舎等清掃業務	5	15,006	
	プリンター植栽業務	3	900	
	夜間照明	3	901	
	音響ステージ委託	6	451	
	体験運営費用	48	13,463	
	ホームページ保守等	5	1,925	
	その他	36	7,786	提案はなかったが 県内中小企業者に 発注
障害者雇用企業等	無	-	-	

宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況	収支	
	指定管理料	利用料金	その他収入 (指定管理者の自主財源)	収入合計 a	支出 b	収支差額 c=a-b	収支差額率 c/a×100
令和3年度	47,111	15,952	0	63,063	61,810	1,253	1.99%
令和4年度	47,111	25,257	0	72,368	71,004	1,364	1.88%
令和5年度	47,111	23,073	0	70,184	69,519	665	0.95%
合計	141,333	64,282	0	205,615	202,333	3,282	1.60%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 有・**無**

発注先	提案した具体的な優先発注業務	件数 (実績)	金額 (実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業者	害虫駆除業務	3	664	
	給水設備点検業務	3	3,494	
	汚水設備保守点検業務	3	1,966	
	浄化槽保守点検業務	3	2,294	
	水景設備点検	3	622	
	機械除雪	2	403	
	庁舎等清掃業務	2	285	
	受水槽清掃業務	2	605	
	汲み取り業務	3	1,810	
	夜間巡視警備	3	6,243	
	樹木	2	899	
	法面除草業務	7	38,528	
	芝生管理業務	3	5,753	
	夜間照明	2	531	
その他		74	44,158	提案はなかったが県内中小企業者に発注
障害者雇用企業等	無	-	-	

宮ヶ瀬湖カヌー場

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出状況 支出 b	収支状況	
	指定 管理料	利用 料金	その他収入 (指定管理 者の自主財 源)	収入 合計 a		収支 差額 c=a-b	収支 差額率 c/a×100
令和3年度	22,139	842	13	22,994	22,061	933	4.06%
令和4年度	18,572	964	45	19,581	21,269	△1,688	△8.62%
令和5年度	18,572	1,000	97	19,669	18,959	710	3.61%
合計	59,283	2,806	155	62,244	62,289	△45	△0.07%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有)・無

原油価格高騰等による光熱費の増

令和4年度 電気代：40千円 ガス代：34千円 合計：74千円

令和5年度 ガス代：19千円

発注先	提案した具体的な 優先発注業務	件数 (実績)	金額 (実績：千円)	提案があったのに 実績がない理由 及び今後の対応
県内中小企業者	消防設備保守点検業務	3	592	—
	害虫駆除業務	2	294	
	モーターボート保守 点検	3	2,231	
	競技コース保守点検	3	8,613	
	庁舎等清掃業務	3	377	
	受水槽清掃業務	2	393	
	産業廃棄物処理	1	144	
	その他	19	3,318	提案はなかった が県内中小企業 者に発注
障害者雇用企業等	無	—	—	—

4 相模湖交流センターの指定管理者の募集について

(1) 指定管理者の募集について

県では、県民サービスの向上と経費節減を図るため、指定管理者制度を導入しているが、相模湖交流センターについては、令和7年度末に指定期間が満了となるため、次期の指定管理者の募集を行う。

(2) 施設の目的・概要

ア 設置目的

県民に水源地域の自然とのふれあい及び多様な交流活動の場を提供するための施設として設置。

イ 施設概要

設置年月日：平成12年4月25日

所在地：相模原市緑区与瀬259番地の1

敷地面積：9,437.51㎡

建物敷地：6,179.85㎡、駐車場：3,257.66㎡

延床面積：3,400㎡

(相模原市立相模湖記念館 200㎡を含む。)

駐車場：47台

構造等：鉄筋コンクリート造 地上3階

1階：多目的ホール（席数456席）、アートギャラリー、レッスン室、主催者控室（2室）

2階：研修室（2室）

3階：音響調整室ほか

その他：市立相模湖記念館との合築施設

(持分割合 県：市=9,149：851)

(3) 指定管理者制度による施設の管理運営状況の総括

指定管理者制度による管理運営状況の総括を行ったところ、施設の利用状況について、目標未達であり、改善が必要と認められる状況があったが、新型コロナウイルス感染症対策による利用制限や、敷地内にある高圧電線鉄塔の移設工事の騒音・振動対策により多目的ホールを閉館したという、指定管理者の責に帰さない要因であり、その他の面では適切な管理運営が行われている。

また、職員の対応及び当該施設の快適さや清潔感に係る利用者満足度

調査において良好な評価を得ていることから、指定管理者制度による管理運営は有効であると評価できる。

このため、引き続き指定管理者制度により、施設の管理運営を行う。

指定管理業務に係る収支状況

(単位：千円、%)

年度	収入状況				支出 b	収支差額 c=a-b	収支差額率 c/a×100
	指定 管理料	利用 料金	その他 収入	収入 合計 a			
令和3年度	84,600	4,959	337	89,896	89,628	268	3.0%
令和4年度	84,600	6,905	26	91,531	93,048	△1,517	△1.7%
令和5年度	84,600	6,123	2,302	93,025	92,852	173	0.2%
合計	253,800	17,987	2,665	274,452	275,528	△1,076	△0.4%

指定管理料等の積算に影響を与える状況変化 (有)・無

原油価格高騰等による光熱費の増

令和4年度 電気代：2,807千円 燃料代：889千円 合計：3,696千円

令和5年度 電気代：1,996千円 燃料代：1,324千円 合計：3,320千円

県内中小企業者や障害者雇用企業等（障害者雇用企業、障害福祉サービス事業所、在宅就業支援団体など）への優先的な発注

発注先	提案した具体的な優先発注業務	件数 (実績)	金額 (実績：千円)	提案があったのに実績がない理由及び今後の対応
県内中小企業者	施設の総合保守点検及び清掃業務	3	87,568	—
障害者雇用企業等	無	—	—	—

(4) 募集の方法

公募により募集する。

(5) 指定期間

5年間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）とする。

(6) 募集単位

相模湖交流センターとする。

(7) 選定基準の考え方

ア 指定管理者に求める能力・内容

(ア) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

- (イ) 施設の維持管理
- (ウ) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金
- (エ) 事故防止等安全管理
- (オ) 地域と連携した魅力ある施設づくり
- (カ) 人的な能力、執行体制
- (キ) 財政的な能力
- (ク) コンプライアンス、社会貢献
- (ケ) 事故・不祥事への対応、個人情報保護
- (コ) これまでの実績

イ 選定基準の作成にあたって重視する視点

- (ア) 維持管理業務
 - 施設の特性を踏まえた維持管理
- (イ) 施設運營業務
 - a 施設の特性を活かした利用促進のための企画・取組
 - b 接客、苦情処理、利用者ニーズの把握
 - c 事故防止等安全管理

ウ 選定基準の配点割合

サービスの向上：55点、管理経費の節減等：20点、団体の業務遂行能力：25点

(8) 外部評価委員会委員（案）

氏名	性別	職業	分野	本県の指定管理者選定委員の経験の有無(委員会名)	選定理由
鷺尾 裕子	女	松陰大学客員教授	学識経験者	有 (神奈川県立相模湖交流センター指定管理者外部評価委員会)	大学の客員教授として、地域の観光振興に対する知識・造詣が深い。
藏本 隆	男	公認会計士・税理士	経理に関する識見を有する者	有 (宮ヶ瀬周辺施設指定管理者外部評価委員会、神奈川	公認会計士として経理に関する深い識見を有している。

				県立近代文学館指定管理者外部評価委員会、かながわアートホール指定管理者外部評価委員会)	
石黒 康仁	男	弁護士	法務に関する識見を有する者	無	弁護士として法務に関する深い識見を有している。
高橋 由紀恵	女	社会保険労務士	労務管理に関する識見を有する者	有 (かながわアートホール外部評価委員会)	社会保険労務士として労務管理に関する深い識見を有している。
大神田 賢	男	相模湖地区文化協会会長	施設利用者代表	有 (神奈川県立相模湖交流センター指定管理者外部評価委員会)	相模湖交流センターを定期的に利用する団体の会長であり、施設利用者の視点からの意見を期待できる。

(9) 今後の予定

令和6年	10月	外部評価委員会において、選定基準(案)について意見聴取を行い、決定
	12月	第3回県議会定例会に、指定管理者の選定基準を報告
令和7年	1月～	指定管理者を募集
	4月～	外部評価委員会等による候補者選定
	6月	第2回県議会定例会に、指定管理者の指定議案を提出
令和8年	4月	指定管理者による管理運営開始

5 規則の公布に当たっての知事署名の見直しについて

(1) 経緯

本県では、条例及び知事の定める規則（以下「規則」という。）の公布に当たり、知事が署名を行うこととしている（神奈川県条例等の公布に関する条例第1条、第3条）。

この署名については、公布すべき条例・規則を記載した署名用の用紙を作成し、知事が各条例・規則に署名を行っていることから、相当の事務負担が生じている。

このような状況を踏まえ、条例・規則の公布に当たっての知事署名について、その意義を改めて検証した。

(2) 署名の意義の検証

ア 条例の署名

議会の議決を受け、送付された条例に知事が署名することによって公布すべき条例を確定させるという意義があり、地方自治法上も、条例の署名を不要とすることはできないこととされている。

イ 規則の署名

規則案を知事が決裁した時点で公布すべき規則は確定しているため、条例の署名のような意義は見出せず、規則の署名は形式的な手続にとどまる。

地方自治法上、自治体の判断で規則の署名を不要とすることは可能とされている。

(3) 検証結果を踏まえた見直しと条例改正

(2)の検証結果を踏まえ、条例の署名は継続するが、規則の署名は廃止することとする。

また、この見直しに伴い、規則の公布に当たっての知事署名を廃止するため、神奈川県条例等の公布に関する条例について、所要の改正を行う。

(4) 今後の予定

令和6年11月 第3回県議会定例会に改正条例案を提出

令和7年1月 改正条例施行

6 「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略 2020-23年度評価報告書（案）」について

(1) 趣旨

令和2年3月に策定した「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第2期総合戦略」という。）の計画期間が令和5年度で満了したことから、令和2年度から令和5年度の4年間の主な取組の進捗状況を取りまとめ、総括的な評価を行い、「2020-23年度評価報告書（案）」を作成した。

(2) 評価方法

- ・ 昨年度は、「第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第3期総合戦略」という。）を策定するに当たり、第2期の取組結果を反映させるため、第2期のうち3年間（令和2年度～令和4年度）の総括的な評価を行い、「2020-22年度評価報告書」をとりまとめた。
- ・ 今年度は、「2020-22年度評価報告書」をもとに、評価を行っていない第2期の最終年度（令和5年度）の取組結果を加えて4年間の評価を行った。

(3) 経過

- ・ 令和6年5～6月、第2期総合戦略を構成する4つの基本目標の実現に向けた施策の最小単位である「小柱」ごとに、令和2年度から令和5年度における主な取組とKPI（重要業績評価指標）の進捗状況を庁内で取りまとめた。
- ・ 令和6年7月、「神奈川県地方創生推進会議 総合戦略推進評価部会」（以下「評価部会」という。）を開催し、第三者評価を実施した。

(4) 評価部会からの評価と主な意見

これまでの4年間の県の地方創生の進捗状況に対する評価や、今後の第3期総合戦略における県の取組について意見を聴取した。

ア 総合戦略全体

- ・ 第2期計画期間は、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、物価上昇や雇用情勢、インバウンドの増加、気候変動など、計画策定時に想定し得ない社会状況の大きな変化が多く、計画の推進に当たって非常に難しい状況ではあったが、工夫をしながら取組を進めており、地方創生の推進に一定の成果を上げたものと評価する。

- ・ 県も人口減少局面に入り、人口減少と超高齢化社会への対応がより一層求められることから、新たに策定した第3期総合戦略の取組を着実に推進していくことが望まれる。

イ 基本目標1【経済のエンジンを回して魅力的なしごとを産み出し、一人ひとりが生き生きと働ける神奈川を創る】

- ・ コロナ禍における様々な支援策を展開する中で、商工会議所・商工会だけでなく様々な支援機関と連携して、施策が展開されたことは、県と支援機関とのネットワークが強化されたという点で創意工夫の成果と考えられる。
- ・ 企業経営の未病改善における未病チェックシートは有用なものであるが、これを企業にフィードバックできる仕組みを支援機関とともに検討すれば、企業経営の未病改善がより浸透するものと考えられる。

ウ 基本目標2【国内外から神奈川へ新しいひとの流れをつくる】

- ・ 地域に関心を持ってもらい、そのエリアを調べる、行ってみる、移住まで達成するという過程にはいくつかのポイントがあることから、そのポイントで背中を押す契機になるようなPRや情報発信が必要である。
- ・ 資材高騰や不動産価格高騰といった状況において、空き家をリノベーションして購入することに対する若年層の関心も高まっているため、若年層の受入れといった観点からも空き家活用を促進することが必要である。

エ 基本目標3【若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる】

- ・ 男性の育児休業の取得については、以前に比べて改善しているものの、取得率の向上に向けて取り組む必要がある。
また、取得日数にも注目し、長期の育児休業の取得の推進に向けて取り組む必要がある。
- ・ 働く女性が増えてくると、更年期への対応や女性特有のがんや疾病との両立への取組が今まで以上に必要である。

オ 基本目標4【活力と魅力あふれるまちづくり・誰もが活躍できる地域社会づくりを進める】

- ・ 福祉や介護などの業界においては人手不足が深刻であるが、若い

世代がこのような仕事にネガティブなイメージを持っているため、人材確保に苦慮するという問題を抱えていることから、福祉や介護の仕事に関するメリットや魅力を伝える取組が必要である。

- ・ 労働力不足、ドライバー不足による影響が顕著となっており、県内でもドライバー不足によるバスの減便が生じていることから、バスやタクシーのドライバー不足の問題は、喫緊に対応しなければならない課題である。

(5) 「神奈川県人口ビジョン」及び「第3期総合戦略」の改訂について

ア 「神奈川県人口ビジョン」の改訂

- ・ 令和5年度に公表された「新かながわグランドデザイン基本構想」や「日本の地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）のほか、国から提供されるデータを踏まえ、人口動向、将来人口分析・将来展望の最新化を行う。

イ 「第3期総合戦略」の改訂

- ・ 神奈川県人口ビジョンの改訂などを踏まえ、数値目標やKPI目標値の修正、主な取組の追加等を行う。

(6) 今後の予定

ア 「2020-23年度評価報告書」の作成

令和6年11月 神奈川県地方創生推進会議で議論
12月 「2020-23年度評価報告書」公表

イ 「神奈川県人口ビジョン」及び「第3期総合戦略」の改訂

令和6年10月 「神奈川県人口ビジョン」及び「第3期総合戦略」改訂方針の検討
11月 神奈川県地方創生推進会議で議論
令和7年1月 「神奈川県人口ビジョン（改訂案）」及び「第3期総合戦略（改訂案）」取りまとめ
神奈川県地方創生推進会議で議論
2月 第1回県議会定例会に報告
3月 「神奈川県人口ビジョン（改訂版）」及び「第3期総合戦略（改訂版）」公表

<別添参考資料>

- ・ 参考資料2 「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略2020-23年度評価報告書（案）」

7 「三浦半島魅力最大化プロジェクト」の改定について

(1) 改定の趣旨

ア 現行プロジェクトの概要

三浦半島魅力最大化プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）は、2つの大柱を設け、その中の5つの魅力を最大化することで、地域の賑わいをつくり出し、仕事と生きがいを創出して人口減少を食い止めることを目的に、令和2年度から令和6年度までを計画期間として、市町、県が連携して策定、推進している。

(ア) 2つの大柱

大柱1 観光の魅力を高める

大柱2 「半島で暮らす」魅力を高める

(イ) 5つの魅力

魅力1 海の魅力を高める

魅力2 食の魅力を高める

魅力3 地域の魅力を高める

魅力4 働く魅力を高める

魅力5 住む魅力を高める

イ 主な成果

- ・ 観光の魅力を高める取組では、ウインドサーフィンワールドカップの開催などにより、地域のブランド力向上を図るとともに、国家戦略特区制度の活用により、高級リゾート施設の整備に道筋をつけるなど、地域のポテンシャルを引き出す取組を進めた。
- ・ 「半島で暮らす魅力」を高める取組では、市町と連携してテレワーク拠点の環境整備に取り組んだほか、働く世代が活躍する機会を創出するため、地域での起業支援に取り組んだ。

ウ 課題

- ・ 三浦半島（鎌倉市を除く）における日帰り客の割合は県全体の割合を上回っている状況で、宿泊客の割合が少ない。また、滞在時間が短く、観光客の平均消費単価も県全体に比べて低い傾向にある。
- ・ コロナ禍でテレワークが普及するなどの影響もあり、令和2年、3年は転入超過を達成したものの、令和4年以降は都心回帰の傾向が強まり、再び転出超過となった。また、特に20代～30代の転出超過が増加傾向にある。

エ 改定の必要性

プロジェクトの計画期間は令和6年度までであるが、三浦半島全体の社会増減数をみると転出超過が継続しているなど、引き続き活性化に取り組む必要があることから、これまでの課題や市町等の意見を踏まえて改定する。

(2) 改定の概要

ア 計画期間

令和7年度から令和9年度までの3か年

イ 対象地域

横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町の4市1町

ウ 計画の位置付け

県の総合計画を補完する特定課題に対応した個別計画とする。

エ 改定の方向性

- ・ 「観光の魅力」については、コロナの前の水準まで、観光需要が着実に回復している現状を踏まえ、宿泊客の割合が少ない三浦半島特有の課題を解決していくため、観光客の滞在時間延長や平均消費額を増やす取組を重点的に推進していく。
- ・ 「半島で暮らす魅力」については、依然として20代～30代の転出超過の傾向が続いていることから、生産年齢の転出抑制及び地域外（特に東京23区）からの転入者の獲得を目指すため、移住・定住につながる取組を重点的に推進していく。

オ プロジェクトの構成

大柱	魅力	個別プロジェクト
I 観光の魅力を高める	海・食	① 多様な海の楽しみ方の発信
		② “みなと”の賑わいづくり
		③ 地産地消ブランディング
	地域	④ 広域観光・周遊の促進
		⑤ 外国人観光客等受入環境づくり
		⑥ 新たな観光資源の発掘・磨き上げ
		⑦ 湘南国際村の活性化の推進
II 「半島で暮らす」魅力を高める	働く	⑧ しごと「三浦半島スタイル」の展開
		⑨ 産業の活性化
	住む	⑩ 若者や働く世代から選ばれる「半島ライフ」の提案
		⑪ 子どもから高齢者まで安心して暮らせる地域づくり
		⑫ 脱炭素につながる環境にやさしい暮らしの実現

(3) 今後の予定

- 令和6年12月 第3回県議会定例会にプロジェクト（素案）を報告
プロジェクト（素案）パブリックコメント実施
- 令和7年2月 第1回県議会定例会にプロジェクト（案）を報告
3月 プロジェクト改定

8 県内米軍基地を巡る状況について

(1) 鹿児島県屋久島沖でのCV-22オスプレイの墜落後の対応について

ア これまでの主な経緯（報告済み）

- 令和5年11月29日 鹿児島県屋久島東側沖合に米空軍横田基地所属CV-22オスプレイ1機が墜落。
- 12月7日 全世界の米軍オスプレイの飛行停止措置を発表。
- 令和6年3月8日 全世界の米軍オスプレイの飛行停止措置を解除。
- 3月13日 国から、翌14日以降、日本国内に配備されている米軍オスプレイの飛行再開についての情報提供。
- 5月16日 米軍オスプレイが厚木基地に飛来したと地元市（大和市・綾瀬市）から目視情報があり、国内での飛行が再開されてから初めて県内での飛行が確認された。

イ オスプレイの安全対策等に関する説明

令和6年6月27日、防衛省から、オスプレイの安全対策等に関して次のとおり説明があった。

- ・ 令和6年3月のオスプレイ運用再開にあたっては、日米間で確認を実施し、確認作業の過程で、米側から、事故の状況や原因、安全対策について、極めて詳細な情報提供を受けた。
- ・ 特定の部品の不具合が発生したことが事故原因であり、各種の安全対策の措置（異常探知システムによる予防的点検等）を講じることで、事故を予防・対処できる。
- ・ 報告書が公表されるまでは、米国内法上の制限により、事故原因の詳細について、対外的に明らかにできない。
- ・ 厚木基地隣接民間工場での定期整備を受けた機体についても、上記と同様の安全対策を講じている。

ウ 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会^{*}の特別要請

令和6年7月24日、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会^{*}として防衛省及び外務省に対して、次の事項について特別要請を行った。

- ・ 米軍が講じる安全確保策への日本側の意向反映のための体制構築、安全対策に関する日米間の協議状況の情報提供に関する日米間の取り決め

- ・ 関係自治体の意向に沿った飛行停止実現に関する日米間の取り決め
- ・ 事故原因等の早期の情報提供のための日米間での必要な調整
- ・ オスプレイについての安全対策の徹底、適時適切な情報提供

※ 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会：米軍基地を抱える 15 都道府県で構成
 構成都道府県：神奈川県、青森県、長崎県、沖縄県、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、山梨県、静岡県、京都府、広島県、山口県、福岡県

エ 事故報告書の公表

令和 6 年 8 月 2 日、防衛省から次のとおり情報提供があった。

- ・ 米国時間の令和 6 年 8 月 1 日（日本時間 8 月 2 日）、米軍が墜落事故に関する事故調査報告書を公表した。
- ・ 事故原因は、エンジンの動力をローターに伝達する装置（プロップローター・ギアボックス）の破損、警告灯の表示後に速やかに緊急着陸させなかった判断ミス等が重なったこと。
- ・ 各種の安全対策の措置（異常探知システムによる予防点検等）を講じることで、事故を予防・対処でき、オスプレイは安全に飛行している。

オ 県の対応

令和 6 年 8 月 2 日、事故調査報告書について情報提供を受けた際に次の事項を防衛省に口頭で要請した。

- ・ 令和 6 年 7 月 24 日に渉外関係主要都道府県知事連絡協議会として要請した事項の確実な実施
- ・ オスプレイの安全対策に関する引き続きの適時適切な情報提供

(2) 米軍人等による事件・事故の再発防止等

ア 経緯

令和 6 年 6 月 25 日、令和 5 年 12 月に、米軍人による 16 歳未満の少女に対する不同意性交等事件が発生していたことが明らかになった。

その後、沖縄県及び沖縄県以外の都県においても、その他の未公表の米軍人等による性犯罪が明らかになった。

イ 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会の特別要請

令和 6 年 7 月 24 日、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会として防衛省及び外務省に対して、次の事項について特別要請を行った。

- ・ 事件・事故の再発防止に向けた必要な体制の構築、関係者が対策を協議・調整する場の設置
- ・ 再発防止の徹底、被害者に対する適切な補償
- ・ 米軍人等が関わる重大事件についての情報提供のあり方の検証、必要な措置の実施及び関係自治体への通報の徹底
- ・ 日米地位協定を改定し、司法手続き全般を見直すこと

(3) 横須賀基地の米海軍艦船の交替

ア 情報提供概要

令和6年8月1日に、防衛省から、米海軍のミサイル駆逐艦「プレブル」がミサイル駆逐艦「ベンフォールド」に代わり、横須賀基地へ配備される、との情報提供があった。（交替時期は未定）

イ 県の対応

令和6年8月1日、防衛省に対し、艦船の配備等の適時適切な情報提供を口頭で要請した。

※ 横須賀基地（米第7艦隊）の米艦船の状況

空母ジョージ・ワシントン	1隻（今後入港予定）
揚陸指揮艦	1隻
イージス艦（巡洋艦・駆逐艦）	11隻
合 計	13隻

(4) 米軍ヘリコプターMH-53Eの予防着陸

ア 当日の経緯

令和6年8月3日

10時54分頃	米軍第15ヘリコプター機雷掃海飛行隊所属のME-53Eヘリコプターが海老名市内の水田に予防着陸
同日12時40分頃	ヘリコプターは現場を離陸
同日12時42分頃	ヘリコプターは米海軍厚木航空施設に到着
同日	県として、防衛省に対して、早期の原因究明、必要な安全対策の実施等を口頭で要請

イ 神奈川県基地関係縣市連絡協議会※の要請

令和6年8月7日、神奈川県基地関係縣市連絡協議会※として、防衛省及び外務省に対して、次の事項を要請した。

- ・ 早急な原因究明、原因に即した適切な安全対策の実施並びに適時

適切な情報提供及び公表

- ・ 同型機を含めた航空機の徹底した整備の実施
- ・ 同型機の安全が確認できるまでの間の飛行停止等、必要な安全対策の確実な実施
- ・ 水田等に被害が確認された場合の適切な補償の実施

※ 神奈川県基地関係県市連絡協議会：県と基地に関係する8市で構成
会長：神奈川県 副会長：横浜市、相模原市
藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市

ウ 予防着陸に係る原因等の情報提供

(7) 情報提供の概要

令和6年8月29日、防衛省から次のとおり情報提供があった。

- ・ 飛行中に予防着陸を促すランプが点灯したことから、パイロットは、安全手順に則り予防着陸を行った。
- ・ パイロット等は現場で必要な点検を実施し、厚木基地への飛行は問題ないと判断した。
- ・ 厚木基地帰着後に更なる検査を実施した結果、機体の設計上・構造上の不具合は確認されなかった。
- ・ 当該機は近日中に所属部隊のもとへ帰投予定。

(1) 県の対応

令和6年8月29日、防衛省に対し、次の事項を口頭で要請した。

- ・ 予防着陸に関する引き続きの適時適切な情報提供
- ・ 同型機を含む航空機の徹底した整備等、安全対策の確実な実施
- ・ 水田所有者等への適切な補償

(5) 池子住宅地区の一部返還

ア これまでの主な経緯（報告済）

令和4年12月14日、防衛省から、池子住宅地区（池子住宅地区及び海軍補助施設）の土地及び工作物の一部返還が日米合同委員会で合意されたが、具体的な返還日は今後決定、との情報提供があった。

イ 返還期日等の情報提供

令和6年8月29日、防衛省から、池子住宅地区の土地及び工作物の一部返還について次のとおり情報提供があった。

- ・ 池子住宅地区の土地及び工作物の一部について、令和6年11月30日までに返還されることが日米合同委員会で合意

- ・ 返還されるのは、逗子市から返還の申請がなされていた一部土地約2,500㎡及び囲障、舗床等の工作物（以前から、逗葉地域医療センター・市保健センターへの進入路として逗子市が維持管理）

ウ 県の対応

令和6年8月29日、防衛省に対して、引き続き、逗子市の負担軽減に努めるよう口頭で要請した。

(6) 馬毛島の自衛隊施設の完成時期の情報提供

ア 経緯

- ・ 令和5年1月、防衛省は馬毛島^{*}への自衛隊施設（空母艦載機着陸訓練のための施設として使用予定）の整備工事を開始した。
（概ね4年程度の工期を想定） ※ 馬毛島：鹿児島県種子島沖の無人島

イ 情報提供の概要

令和6年9月10日、防衛省から次のとおり情報提供があった。

- ・ 馬毛島における自衛隊施設整備事業は、工事開始後の現場の状況を踏まえ工程を改めて精査したところ、令和11年度末（令和12年3月末）の完成見込み。

ウ 県の対応

令和6年9月10日、防衛省に対し、引き続きの情報提供を口頭で要請した。

(7) 米軍人による交通死亡事故

ア 概要

令和6年9月18日、横須賀市内で、米海軍人^{*}が運転する車両が、オートバイに衝突し、オートバイを運転していた男性が死亡する交通死亡事故が発生した。 ※ 横須賀基地配備の揚陸指揮艦ブルーリッジ所属

イ 県の対応

令和6年9月19日、防衛省に対し、次の事項を口頭で要請した。

- ・ 規律の厳正な保持
- ・ 交通教育の一層の徹底等による再発防止策の確実な実施
- ・ 必要な被害者救済措置の実施